

事務連絡
令和3年12月15日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設での面会の実施にあたっての留意点については、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下、「留意点事務連絡」という。）により、入所者及び面会者のワクチンの接種歴や検査結果等を考慮して対面での面会の実施を検討すること等をお示ししたところです。

については、高齢者施設において、ワクチン接種歴や検査結果等を踏まえ対面での面会を実施している事例について、「高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について」（令和3年12月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）を都道府県等に発出致しました。面会の実施方法の検討の参考となるよう、貴会会員に対しての周知をお願いいたします。また、介護保険施設等の運営基準においては、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされていることも踏まえ、ご対応頂けるよう、併せて周知をお願いいたします。

なお、今回お示しした事例は、各施設等で面会の実施方法を検討する際に参考となるよう、例としてお示ししたものであり、本事例に基づいて実施することを求めるものではありません。留意点事務連絡でお示ししたとおり、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断するようお願いいたします。

【別紙】

「高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について」
(令和3年12月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)